第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における動きとも連動しつつ進められてきました。

また国は、平成 11 年 6 月に、取組の総合的枠組みを定める基本法制として「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。

大阪府では、平成13年7月に全ての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、平成22年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成18年の一部改訂を経て、平成23年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、平成28年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、当該プランに基づき大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきました。しかしながら、「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定以降も、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、少子高齢化の一層の進展、不安定な雇用情勢、単独世帯や高齢世帯の増加など、社会経済

このような情勢の変化及びこれまでの計画の進捗状況や国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府では、大阪府男女共同参画審議会の答申(令和2年8月)に基づき、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定することとしました。

2. 計画の性格

情勢は大きく変化しています。

この計画は、大阪府における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に定めるものです。

策定にあたっては、大阪府男女共同参画審議会答申を踏まえました。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- 男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、大阪府の区域内における女性の職業生活 における活躍の推進に関する施策についての計画
- 大阪府の各種計画との整合性を持つもの
- 大阪府の男女共同参画社会実現に向けた行政運営の基本指針であり、府内の市町村に対しては、大阪 府との連携協力による施策の推進を期待するもの
- 府民や大阪府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を進めるもの

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3(2021)年度から概ね令和7(2025)年度までの5年間です。

4. 数值目標

大阪府が施策として政策誘導し達成をめざす「目標指標」と、男女共同参画社会の形成の状況として把握し、 公表する「参考指標」に分けて整理し、男女共同参画の現状や課題、施策の到達点をこれまで以上にわかりや すく府民に示していきます。

第2章 計画策定の背景

1.世界の動き、国の動き

日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、 国際社会における動きとも連動しつつ進められてきました。

国際連合(以下「国連」という。)は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」とし、この年、「世界行動計画」を採択し、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の十年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。昭和 54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、昭和 60(1985)年には、平成 12(2000)年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。平成7(1995)年の北京での「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領は、12 の重大問題領域について各国政府等の具体的な取組指針を示しました。

これらの動きを踏まえて国は、平成 **8(1996)**年に「男女共同参画 **2000**年プラン」を策定し、平成 **11(1999)**年 **6**月には、取組の総合的枠組みを定める基本法制として「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。

平成 12(2000)年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、これを踏まえつつ、平成 12(2000)年 12 月、国は、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」(平成 17(2005)年度改定)を策定しました。

平成 17(2005)年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)」及び平成 22(2010)年に開催された「第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。また、平成 21(2009)年には、国連の女子に対する差別の撤廃に関する委員会から、我が国に対する最終見解が示されました。これらの動きを踏まえて、国は、平成 22(2010)年 12 月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成 **25(2013)**年 **10** 月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を取りまとめるとともに、平成 **27(2015)**年 **8** 月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、同年 **12** 月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 27(2015)年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」が採択され、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う(ゴール 5)」が 17 ゴールの一つとして掲げられました。

平成 **30**(**2018**) 年には選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とする「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和元(**2019**)年には **G20** 大阪サミットが開催され、男女平等と女性の経済的エンパワーメントを支えることの重要性を強調する大阪首脳宣言が採択されました。これらの動きを踏まえて、国は、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画を策定しました。

このような国内外の動きは、この計画の基本的な考え方の基盤となるものです。

2. 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画 -21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画 -女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9(1997)年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

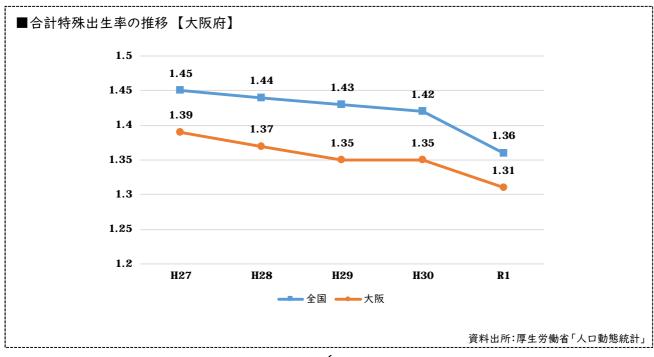
平成 10(1998)年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」(平成 14(2002)年 4 月「大阪府男女共同参画審議会」に改称)を設置し、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成 13(2001)年 7 月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22(2010)年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成 18(2006)年改訂)を策定するとともに、平成 14(2002)年 4 月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

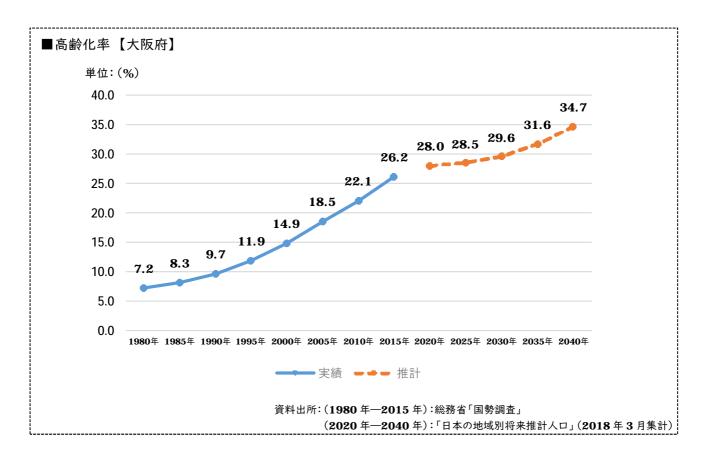
そして、平成 **23**(**2011**) 年度に「おおさか男女共同参画プラン(**2011**-**2015**)」を、平成 **28**(**2016**) 年度には「おおさか男女共同参画プラン(**2016**-**2020**) を策定し、当該プランに基づき大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきたところです。

なお、大阪を取り巻く最近の社会経済情勢の変化は以下のとおりです。

1. 少子高齢化の一層の進展

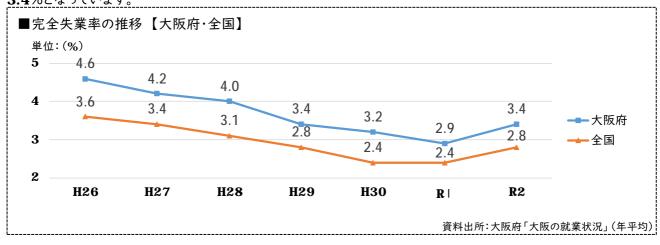
大阪府における合計特殊出生率は平成27年の1.39(全国1.45)から令和元年には1.31(全国1.36)に減少しており、全国平均を下回る状況が続いています。また、高齢化率(65歳以上の割合)は平成 27年の26.2%から令和2年には28.0%に増加する見込みであるなど少子高齢化が一層進展しています。平成22年以降、府の総人口も減少することが見込まれており、それに伴い 15歳から64歳の生産年齢人口についても平成7年の約641万人をピークに、令和元年には約533万人と100万人以上減少しています。





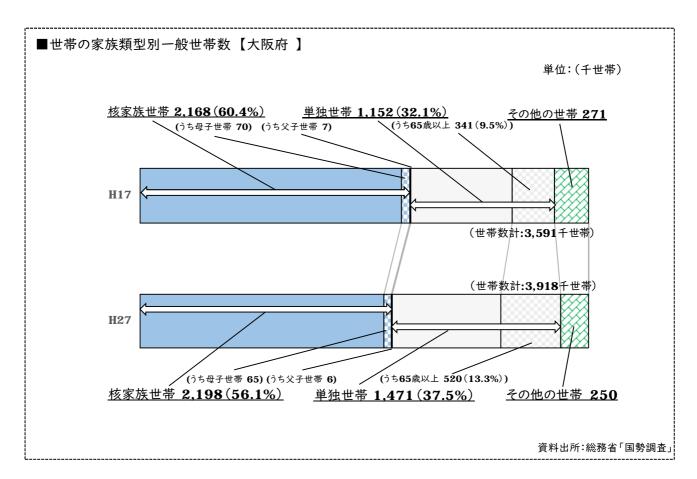
2. 依然として不安定な雇用情勢

大阪府の完全失業率は全国平均よりも高い水準で推移しており、令和2年は全国平均の **2.8**%に対し、府は **3.4**%となっています。



3. 単独世帯や高齢世帯の増加

単独世帯は平成 | 7年の約 | | | 5万2千世帯 (32. | %) から平成27年には約 147万1千世帯 (37.5%) に増加しており、そのうち 65歳以上の単独世帯は平成 17年の約 34万 | 千世帯 (9.5%) から平成27年には約52万世帯 (13.3%) へと増加しています。またひとり親世帯 (子どもが未婚で 20歳未満) は平成 | 7年の約 7万8千世帯 (2.2%) (母子 70千、父子 7千) から平成27年には約7万 | 千世帯 (1.8%) (母子 65千、父子 6千) へと、やや減少しています。



4. 新型コロナウイルス感染拡大の影響

令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大で、日本はもとより世界中が大きな影響を受けています。今後は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等により、雇用・就業に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。また、出勤自粛や移動制限に伴うテレワークやオンライン会議の普及等により、働き方の見直しが急速に進みつつあります。さらに、在宅勤務の浸透により、一部の企業では、「ジョブ型雇用(職務内容を明確にし、労働時間ではなく成果で評価する雇用形態)」を導入する動きが見られるなど、従来の日本の雇用のあり方そのものの見直しに繋がる可能性があります。引き続き新型コロナウイルスの感染拡大による人々の暮らし方、働き方などへの影響を注視する必要があります。

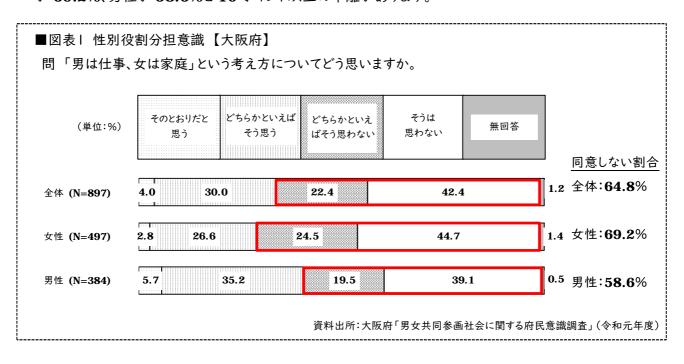
新型コロナウイルス感染拡大は、特に女性など脆弱な状況にある人々への影響が、より深刻なものとなっています。平常時における固定的性別役割分担意識を反映した家事・育児等の家庭内での負担の増大、雇用、所得への影響、生活不安やストレスを背景とした配偶者等からの暴力(以下、「DV」という。)や性被害・性暴力等、ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化しています。こうした状況の下、新型コロナウイルス感染拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえ、今後の取組につなげていくことが必要です。

第3章 現状と課題

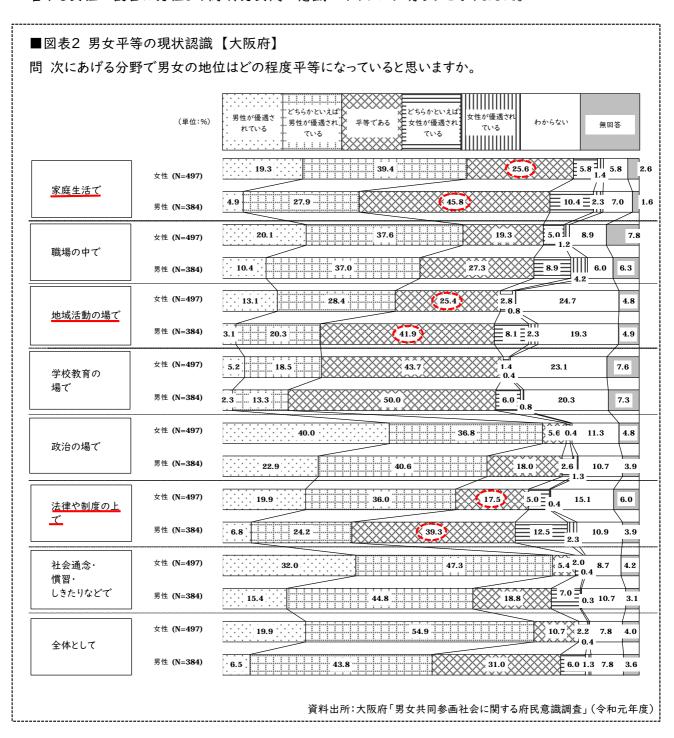
本プランを策定するにあたり、大阪府男女共同参画審議会より、「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」で掲げた目標値に対する達成状況及び、同プランに基づく取組に対する現状と課題が示されました。

1. 性別役割分担意識と平等認識

○大阪府が令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(以下「府民意識調査」という。)によると、「男は仕事、女は家庭」(固定的性別役割分担)という考え方に同意しない人の割合は **64.8**%と平成 **26** 年実施の前回調査 (**53.6**%)より **10** ポイント以上改善しましたが、性別でみると女性が **69.2**%、男性が **58.6**%と **10** ポイント以上の乖離があります。

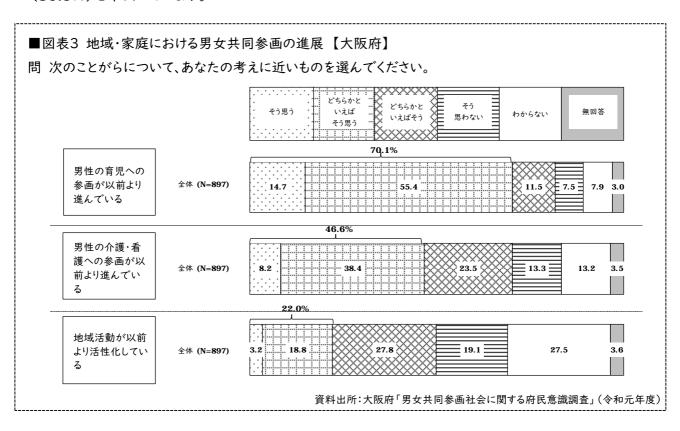


○「各分野で男女の地位が平等であると思う人の割合」では「家庭」(女性 **25.6**%、男性 **45.8**%)、「地域活動」(女性 **25.4.**%、男性 **41.9**%)、「法律や制度」(女性 **17.5**%、男性 **39.3**%)など、全ての項目で、「平等である」と回答する男性の割合は女性より高かった一方で、「男性の方が優遇されている」と回答する女性の割合は男性より高く、男女間の意識のギャップが明らかとなりました。

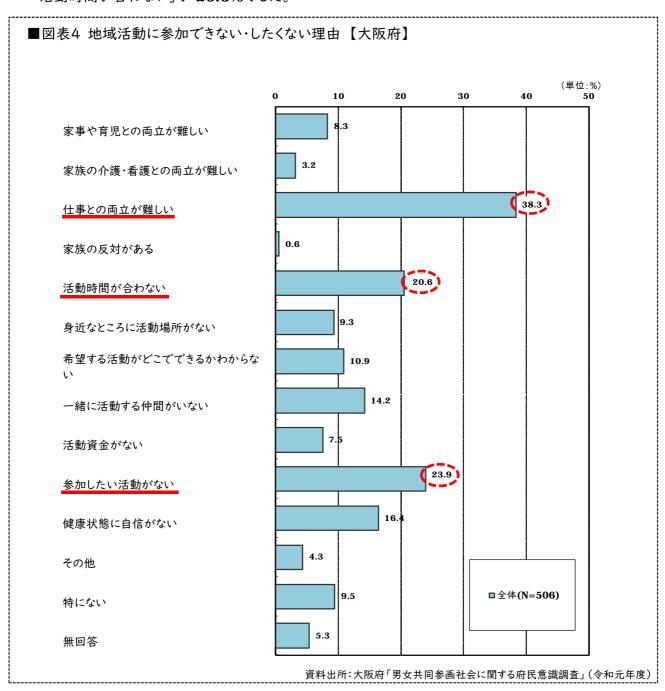


〇男性の育児、介護への参画に関しては、「男性の子育てへの参画が以前より進んだ」と思う人の割合は 70.1% (平成 26 年:71.1%)、「介護への参画が以前より進んだ」とする人の割合は 46.6% (平成 26 年:44.7%)と平成 26 年の前回調査からほぼ横ばいとなりました。

また、同調査によると、「地域活動が以前より活発化している」と思う人の割合は 22.0%と、前回調査 (30.5%) を下回っています。



○地域活動に参加している府民の割合は**26.8**%と前回調査(**27.5**%)を下回り、地域活動に参加できない・したくない理由としては「仕事との両立が難しい」が **38.3**%、「参加したい活動がない」が **23.9**%、「活動時間が合わない」が **20.6**%でした。



○地域の防災を担う女性消防団員の人数は、平成**26**年の**195**人から令和2年には**261**人に増加しているもののプランの目標値(**262**人)には到達していません。

2. 方針の立案・決定過程への参画状況

〇世界経済フォーラムが令和元(**2019**)年に発表したジェンダー・ギャップ指数(各国における男女格差を 測る指数)によると、日本は**153**か国中**121**位と過去最低の順位となりました。日本が順位を下げた理由 として、政治分野への女性の参画率の低さや経済分野における女性の管理職比率の低さなどが挙げられ ています。

■図表5 ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

順位	国名	CGI 値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
10	ドイツ	0.787
21	英国	0.767
53	米国	0.724
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

分野ごとの順位(日本)		
経済分野	115 位/153 か国	
教育分野	91 位/153 か国	
保健分野	40 位/153 か国	
政治分野	144 位/153 か国	
1		

GGIは、以下のデータから算出されている。

経済分野…労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の 推計値、管理職に占める比率、専門職に占める

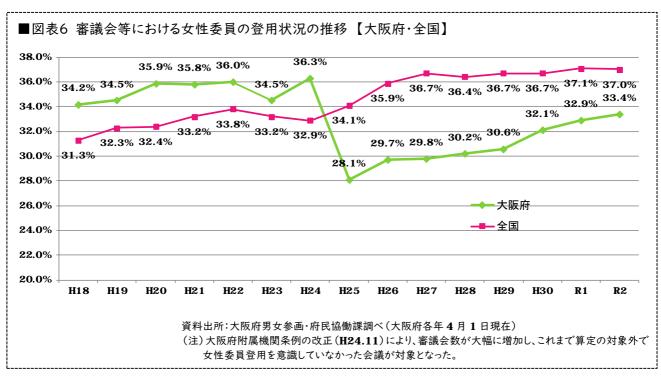
教育分野…識字率、初等・中等・高等教育の各在学率

保健分野…新生児の男女比率、健康寿命

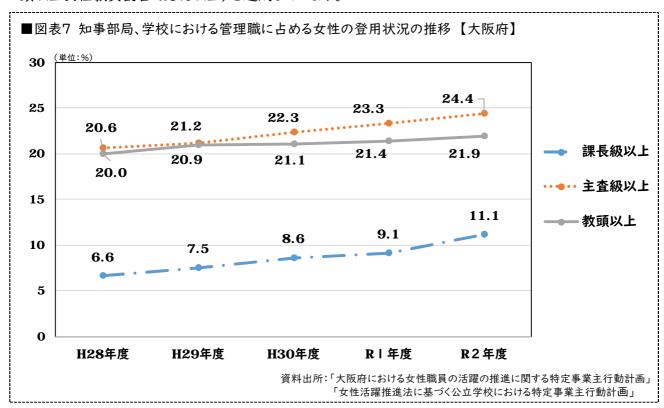
政治分野…国会議員に占める比率、閣僚の比率、 最近 **50** 年の国家元首の在任日数

資料出所: 世界経済フォーラム「WEF_GGGR_2020」

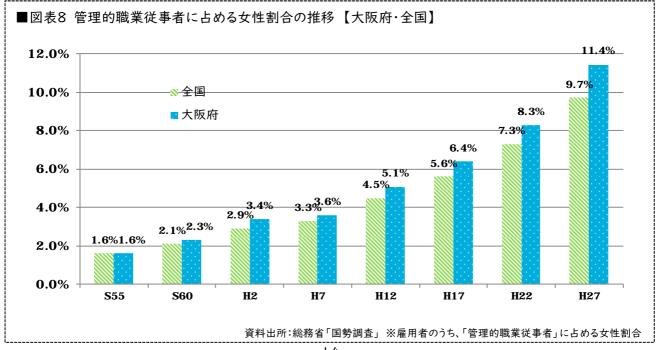
○大阪府の審議会等における女性委員の登用率は、平成**27**年の**29.8**%から令和2年には**33.4**%と堅調 に推移しているものの、目標値である**40**%以上を達成するためには更なる取組が必要です。



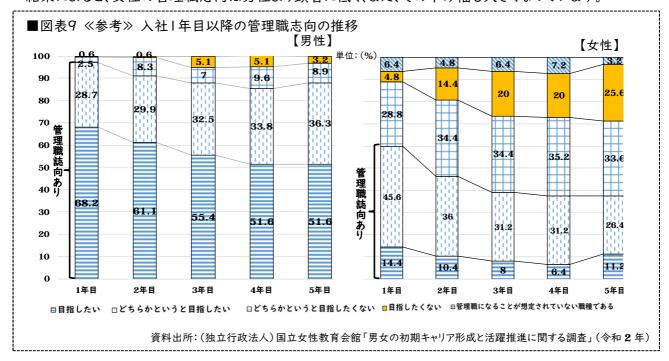
○令和2年度当初における大阪府(知事部局等)職員の課長級以上に占める女性職員割合は11.1%、主 査級以上に占める女性職員割合は24.4%、大阪府(公立学校)教員の教頭以上に占める女性教員割合 は21.9%となっており、一部で目標値(課長級以上女性職員割合:10%以上、主査級以上:25%以上、教 頭以上女性教員割合:25%以上)を達成しています。



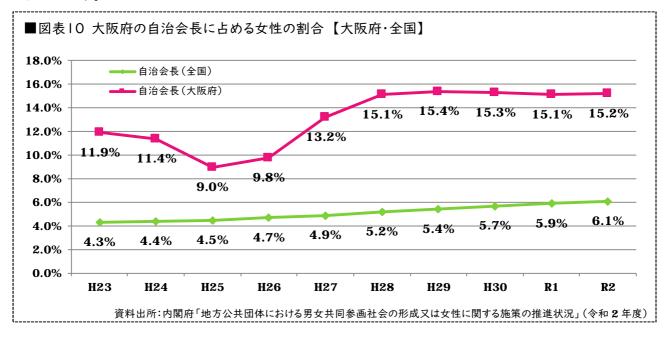
○平成27年度における大阪府の「管理的職業従事者に占める女性割合」は全国平均を上回るものの 11.4%にとどまっています。



〇令和 2 年に(独法)国立女性教育会館が実施した「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査」 結果によると、女性の管理職志向は男性より顕著に低く、また、その下げ幅も大きくなっています。



○令和2年における自治会長に占める女性割合は、**15.2%**と全国で最も高く、全国平均(**6.1%**)を大きく上回っています。

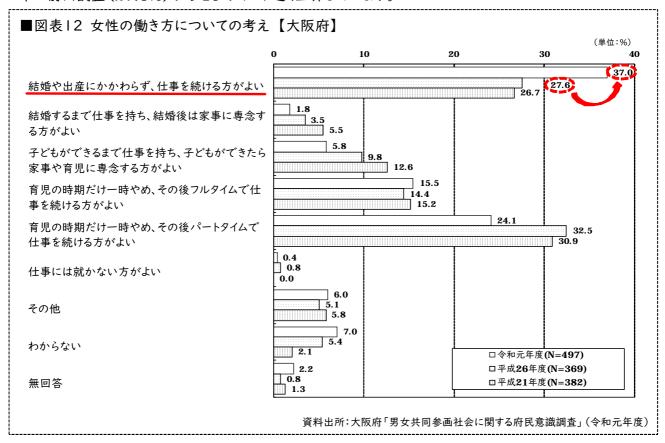


- 〇女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町村数は、平成**27**年度末の7市町村から令和元年度末の**33**市町村まで増加しているものの、目標とする全市町村での策定には至っていません。
- ■図表 | | 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画策定市町村数

平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
7/43 市町村	19/43 市町村	28/43 市町村	31/43 市町村	33/43 市町村

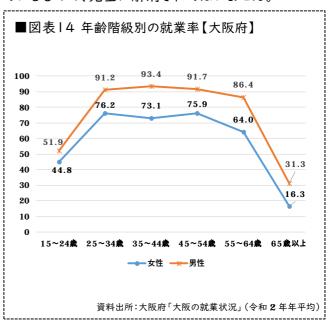
3. 就業の状況

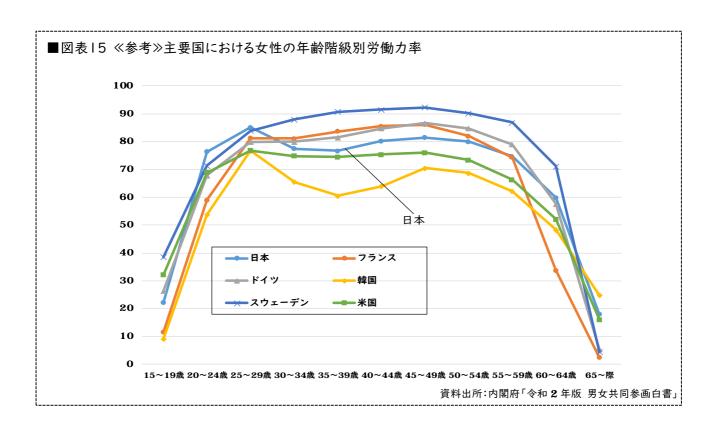
〇府民意識調査によると「結婚・出産に関わらず仕事を続ける」と回答した女性割合は **37.0**%と平成 **26** 年の前回調査 (**27.6**%) から **10** ポイント近く上昇しています。



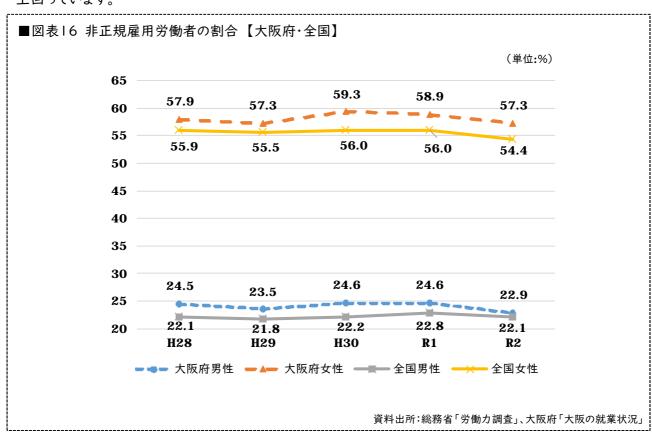
〇大阪府の女性の就業率は平成 **30** 年が **48.6**%、令和元年が **51.0**%、令和 **2** 年が **51.2**%と年々全国 平均 (令和2年:**51.8**%)との差を縮めつつありますが、依然として全国平均を下回っています。また、出産・子育て時期に下がる **M** 字カーブの谷は緩やかになっているものの、完全に解消されてはいません。



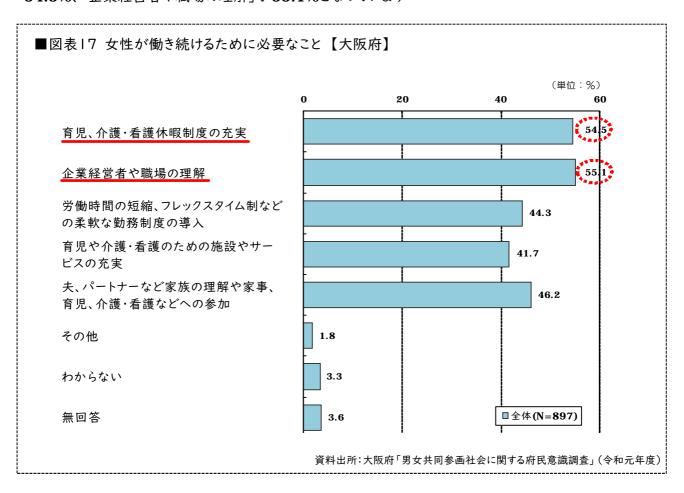




○令和2年における大阪府の働く女性のうち、非正規雇用労働者の割合は **57.3**%と全国平均 (**54.4**%) を 上回っています。



〇府民意識調査によると、「女性が働き続けるために必要なこと」は「育児、介護・看護休暇制度の充実」が **54.5%**、「企業経営者や職場の理解」が**55.1%**となっています



〇職場において「男性の方が優遇されている」と感じることは、「管理職への登用」(女性:34.8%、男性:38.6%)が男女とも最も高く、次いで「昇進・昇格」(女性:30.8%、男性:28.9%)となっています。

■図表18 職場において男女格差を感じること【大阪府】 問 あなたの今の職場では、性別によって差があると思いますか . 女性の方が優遇 <mark>(</mark> 男性の方が優 (単位:%) わからない 無回答 されている 遇されている 女性 (N=305) 13.8 - 11.1 -**⋙ 49.8** ₩ 19.3 5.9 募集・採用 23.8 **₹ 52.0** ₹ 男性 (N=277) 6.5 15.2 2.5 1.0 💥 51.1 💥 女性 (N=305) 21.3 20.7 5.9賃金 男性 (N=277) 20.9 1.4 🖔 ♦ 58.5 15.9 3.2 女性 (N=305) 17.0 10.8 49.2 16.4 6.6 仕事の内容 男性 (N=277) 20.2 15.2 48.0 14.1 2.5 女性 (N=305) 30.8 1.6 38.7 22.3 6.6 昇進・昇格 男性 (N=277) 28.9 2.9 ******** 46.2 \$ 19.1 2.9 2.3 8 29.8 8 34.8 26.9 6.2 女性 (N=305) 管理職への 登用 2.2 39.0 17.7 男性 (N=277) 38.6 2.5 女性 (N=305) 46.9 6.6 能力評価 (業績評価・ 人事考課など) 男性 (N=277) **⋙ 57.0 Ś** 2.5 12.8 1.3 54.4 5 24.6 6.9 女性 (N=305) 研修の機会や 内容 男性 (N=277) 11.2 2.9 63.9 19.5 2.5 家庭と仕事の両立 女性 (N=305) 6.9 29.5 支援制度など、働 き続けるための職 7.2 22.7 **⋙ 37.9 ⋙** 男性 (N=277) 29.2 2.9 場環境整備 22.6 \$ 37.7 🔆 2.6 30.5 6.6 女性 (N=305) 育児·介護·看護 休暇など休暇の取 得のしやすさ 3.6 32.1 ₹ 35.7 🖔 男性 (N=277) 26.0 2.5 資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

〇男女共同参画に取り組む府内企業を応援する「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数は、平成**27**年度 の**300**社から令和元年度には目標を上回る**504**社まで増加しており、男性も女性も働きやすい職場環境 の整備に取り組む企業の裾野は拡大しています。

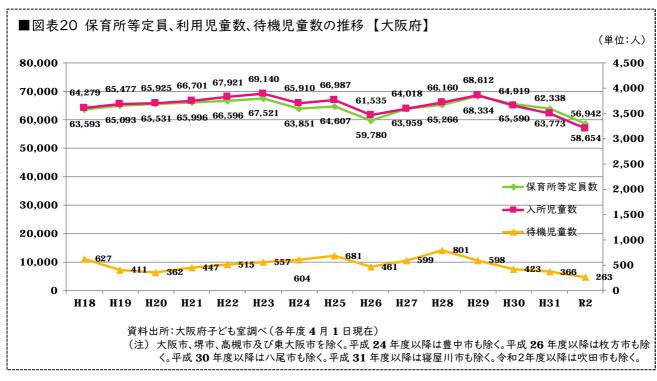
■図表19「男女いきいき元気宣言」登録事業者数【大阪府】

単位:(社)

年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30年度	R元年度
登録事業者数	300	336	383	443	504

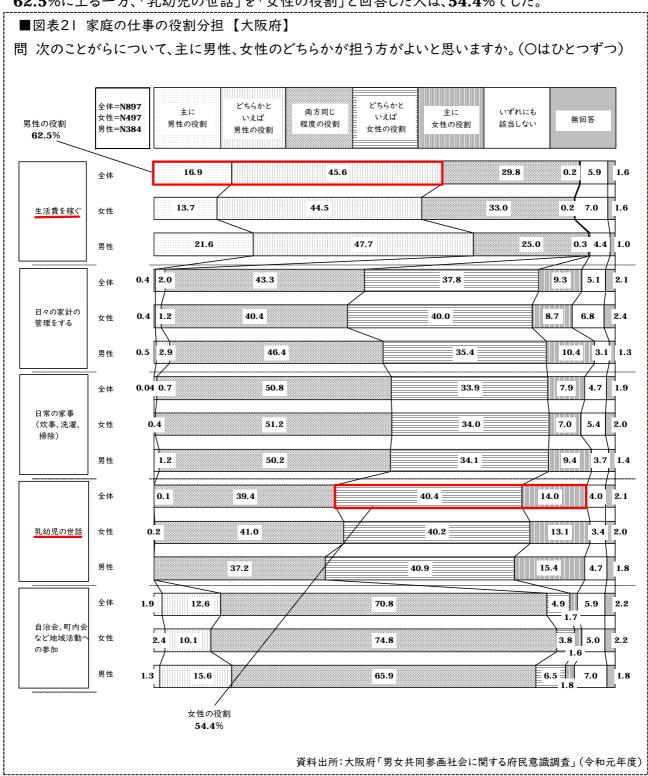
資料出所:大阪府男女参画・府民協働課調べ

〇子育て支援に関して、認定こども園数は増加傾向で推移しており、放課後児童健全育成事業における登録児童数は目標に到達しているなどの進捗がみられますが、依然として保育所等利用待機児童が発生しており、解消を図る取組が必要です。



4. 家庭生活の状況

〇府民意識調査によると、家庭での役割分担に関して、「生活費を稼ぐ」を「男性の役割」と回答した人は **62.5**%に上る一方、「乳幼児の世話」を「女性の役割」と回答した人は、**54.4**%でした。



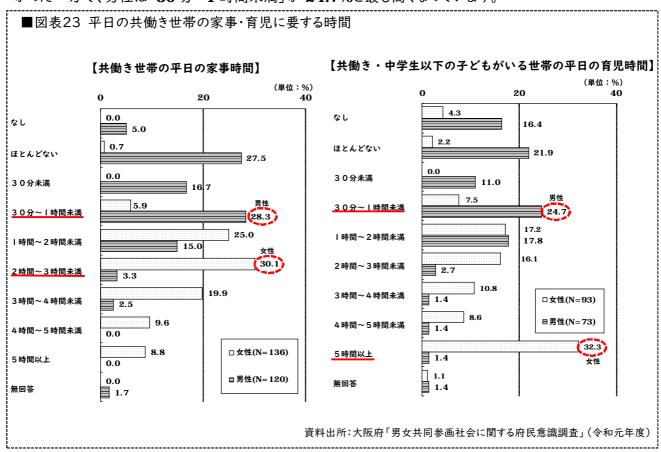
○大阪府における男性の育児休業取得割合は、平成 **30** 年度の市町村ニーズ調査によると、**3.6**%で、女性の取得割合(**40.**5%)を大きく下回っています。

- ○社会生活基本調査によると、大阪府における平成 **28** 年の **6** 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は、**1** 時間 **25** 分で、平成 **23** 年の前回調査時より **29** 分増加した一方、妻は **7** 時間 **25** 分で **34** 分減少しました。
 - ■図表22 6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間(1 日当たり)【大阪府・全国】

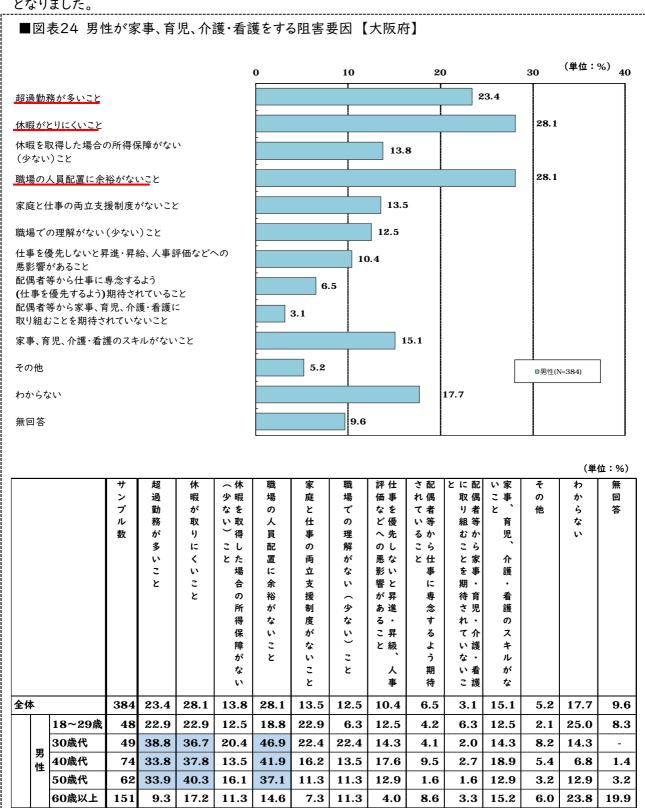
	夫	妻
平成 23 年	56分(全国: 1時間7分)	7時間 59分(全国:7時間 41分)
平成 28 年	1 時間 25 分(全国:1 時間 23 分)	7時間 25 分(全国:7時間 34 分)

資料出所:総務省「社会生活基本調查」

- (注) 育児・家事関連時間は、夫婦と子どもの世帯における 6 歳未満の子どもを持つ夫の一日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間(週全体平均)
- 〇府民意識調査によると、共働き世帯における平日の女性の家事時間は、「2 時間~3 時間未満」が 30.1%で最も高かったのに対し、男性は「30 分~1 時間未満」が 28.3%と最も高くなっています。また平日の育児時間では、中学生以下の子どもがいる世帯でみると、女性は「5 時間以上」が 32.3%で最も高かった一方で、男性は「30 分~1 時間未満」が 24.7%と最も高くなっています。



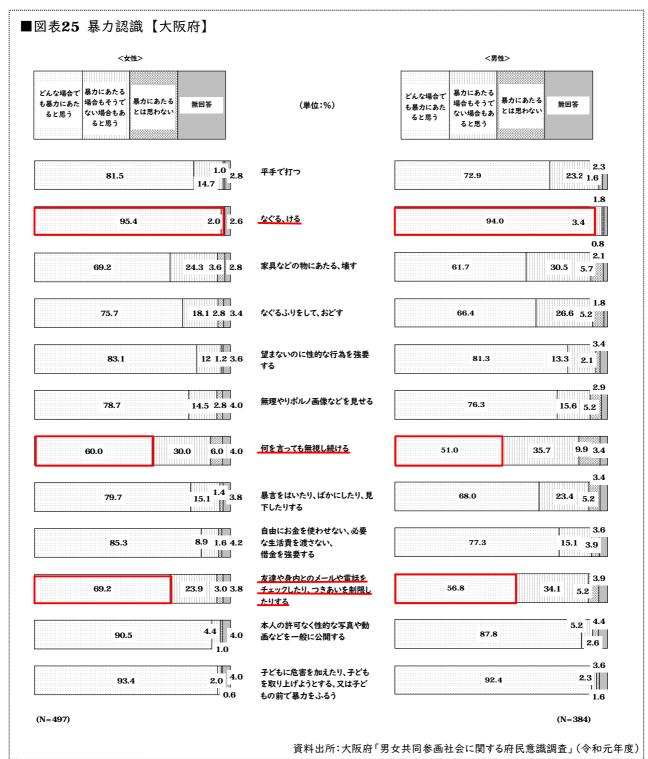
〇府民意識調査によると、男性の家事、育児、介護・看護への参画の阻害要因として「休暇がとりにくいこと」、「超過勤務が多いこと」、「職場の人員配置に余裕がないこと」等を挙げる割合が、特に **30** 代~**50** 代男性で高く、家庭においても重要な役割を担う中間年齢層をとりまく職場環境の厳しさを示唆する結果となりました。



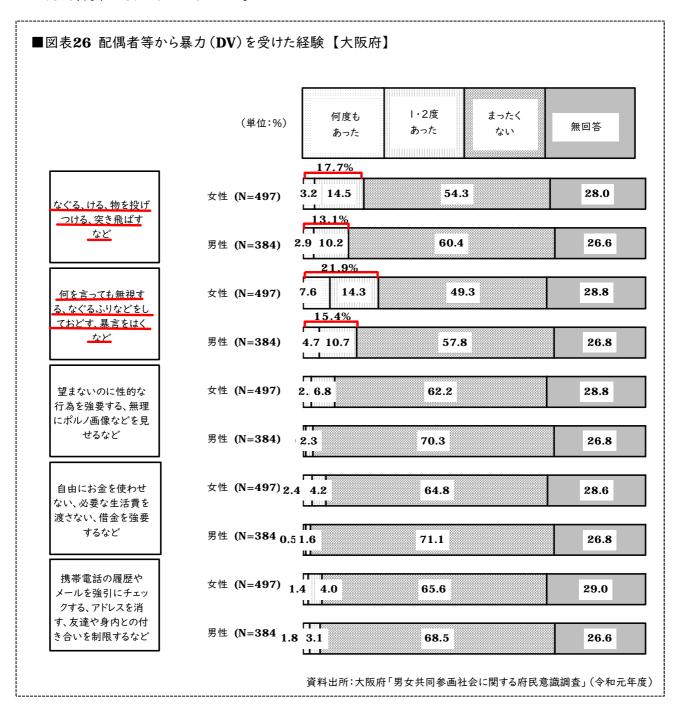
資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

5. 配偶者等からの暴力をめぐる状況

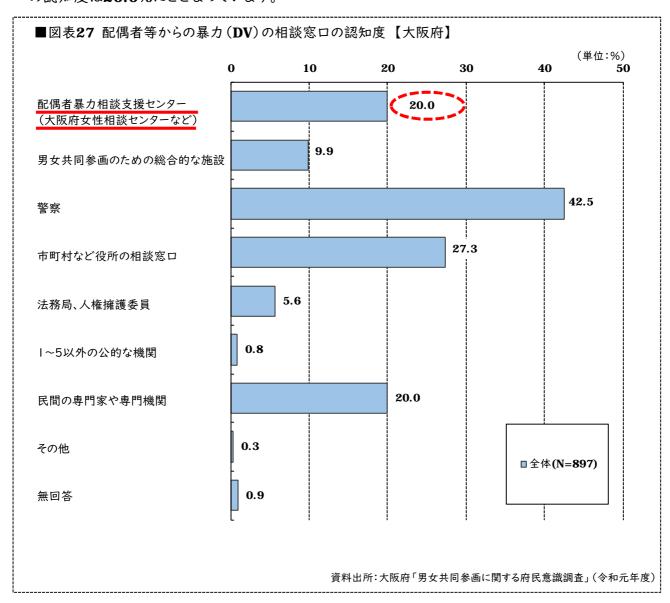
○府民意識調査によると、配偶者・パートナー間での身体的暴力(なぐる、ける)を、どんな場合でも暴力として認識する割合は女性95.4%、男性94.0%に上る一方で、精神的暴力(何を言っても無視し続ける)を暴力として認識する割合は女性60.0%、男性51.0%、社会的暴力(友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする)を暴力として認識する割合は、女性69.2%、男性56.8%にとどまっています。また、全ての項目で、女性の方が、暴力と認知する割合は高く、男女間での認知度に乖離がある状況です。



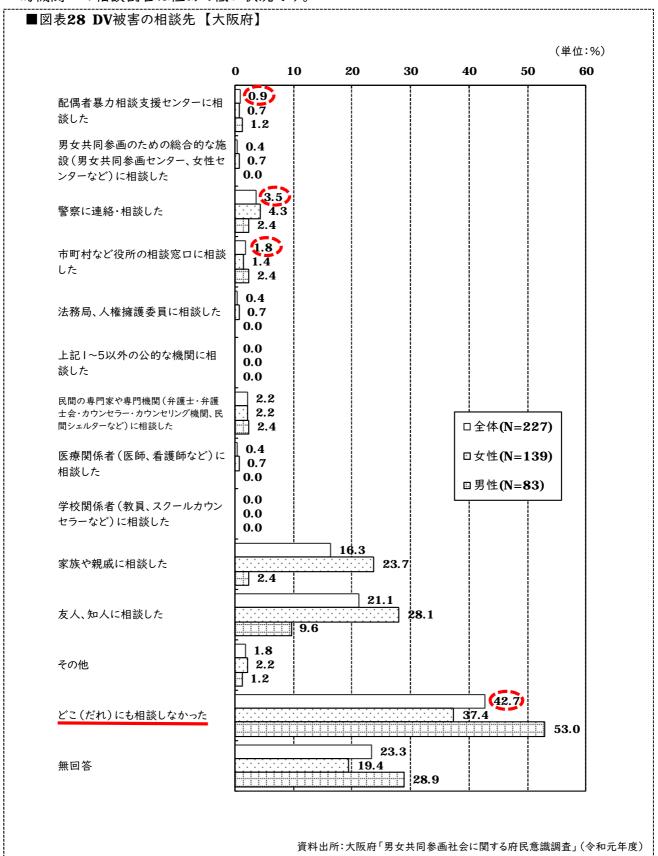
〇配偶者等から、なぐる、ける等の身体的暴力を受けたことがある人の割合は、女性17.7%、男性13.1%、無視する、なぐるふりなどでおどす等の精神的暴力を受けたことがある人の割合は女性21.9%、男性15.4%に上りました。



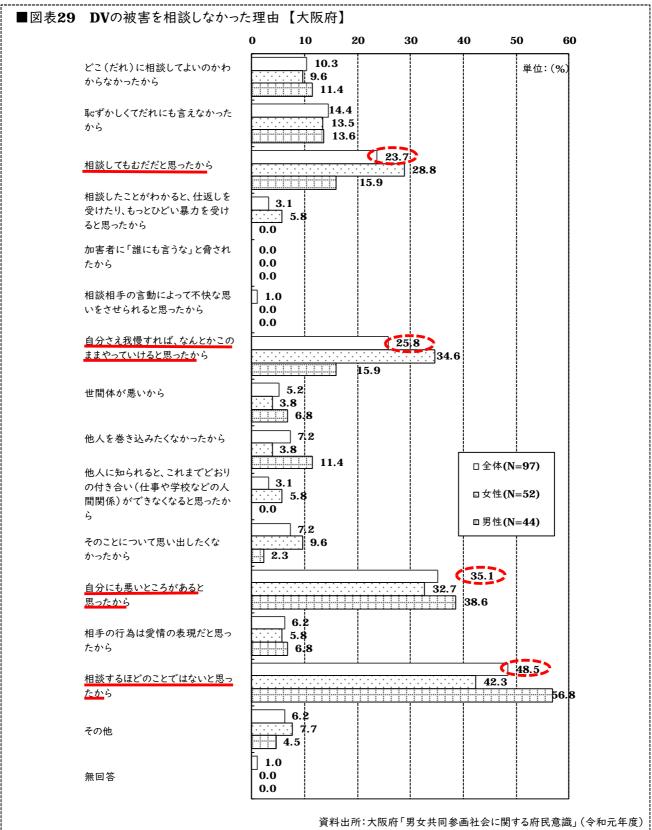
○DV(デートDVを含む)に関する相談窓口は整備されてきていますが、配偶者暴力相談支援センター の認知度は20.0%にとどまっています。



○DV被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合は、42.7%と、依然として4割を超えています。また、配偶者暴力相談支援センター(0.9%)、警察(3.5%)、市町村等の相談窓口(1.8%)等の公的機関への相談割合は極めて低い状況です。



○DV被害を相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が48.5%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が35.1%、「自分さえ我慢すればこのままやっていけると思ったから」が25.8%、「相談してもむだだと思ったから」が23.7%となっており、被害認識の希薄さや被害者が自分を責める傾向にあることが浮き彫りとなりました。



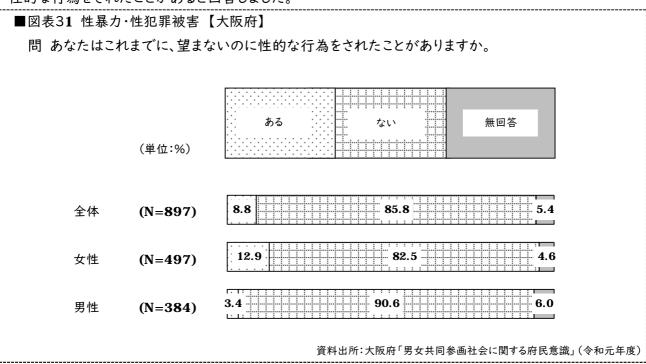
〇府内全市町村で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(**DV**防止基本計画)」が策定され、市町村における取組は、一定進捗しましたが、財政面、人的要因、ハード整備等の負担感が大きく、市町村における配偶者暴力相談支援センター設置数は**6**か所と、目標の**10**か所に達していない状況です。

■図表30 DV防止基本計画策定市町村数【大阪府】

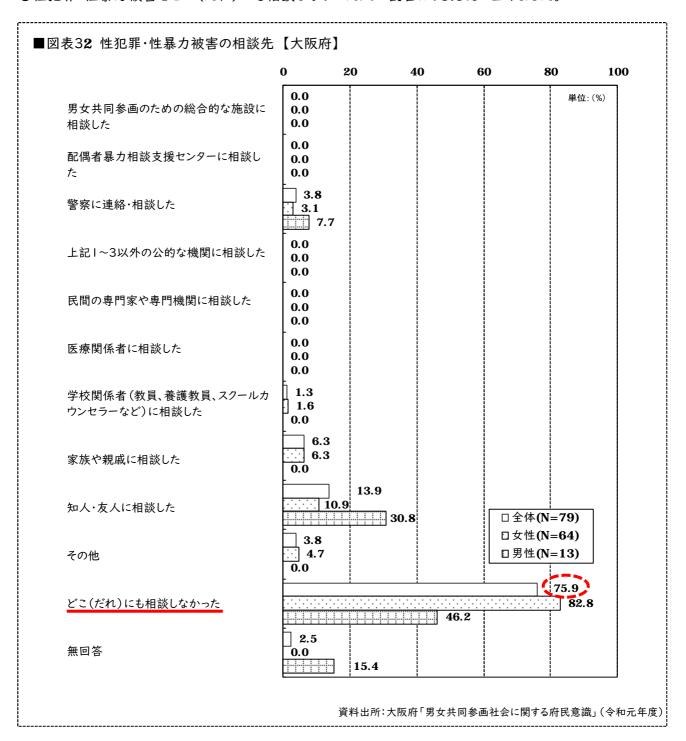
平成27年度	平成28年度	平成 29 年度
36市町村/43市町村	40市町村/43市町村	43市町村/43市町村

資料出所:大阪府男女参画・府民協働課調べ

○性暴力・性犯罪被害に関して、府民意識調査によると、**8.8**% (女性**12.9**%、男性**3.4**%)が望まないのに性的な行為をされたことがあると回答しました。

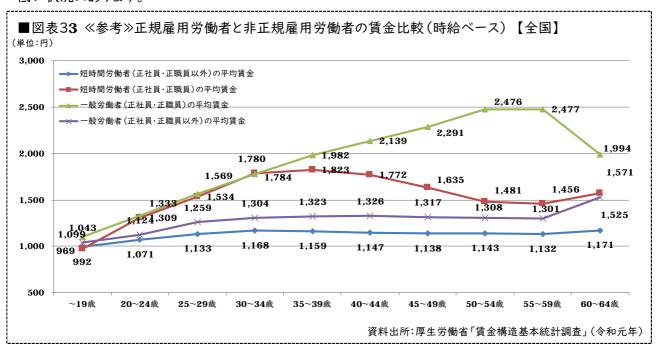


○性犯罪・性暴力被害をどこ(だれ)にも相談しなかった人の割合は75.9%に上りました。



6. 困難を抱える女性等をめぐる状況

- ○令和2年の大阪府における働く女性の非正規雇用労働者割合は**57.3%**と、男性の**22.9**%を大きく上回っています。(図表 1 6 参照)
- ○一般労働者の平均賃金を見ると、非正規雇用(正社員·正職員以外)は、正社員·正職員に比べ賃金が 低い状況にあります。



○府民意識調査によると、LGBT、SOGI(性的指向及び性自認)という用語の認知度は、それぞれ69.3%、 17.3%となっています。

7. 男女の健康をめぐる状況

○妊娠・出産の安全・安心を確保する上で母子保健サービスを妊娠の早期から受けることが重要であることから、早期の妊娠届出を勧奨しており、近年では、妊娠11週以下での妊娠届出率は90%以上の高率で推移しています。引き続き、可能な限り早期に届出が行われるよう妊婦等に対する積極的な普及啓発や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要です。

■図表34 妊娠11週以下での届出率 【大阪府】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
94.3%	94.6%	95.0%	94.7%

資料出所:大阪府調べ

○乳がん検診受診率、子宮がん検診受診率は、ともに改善傾向にありますが、全国の中では低位にあり、更なる受診率の向上に向けた効果的な受診勧奨が求められます。

■図表35 乳がん・子宮頸がん検診受診率【大阪府】

	乳がん検診	子宮頸がん検診
平成22年	32.5% (46位)	33.0% (45位)
平成25年	35.7% (46位)	37.1% (45位)
平成28年	39.0% (43位)	38.5% (39位)
令和元年	41.9% (43位)	39.8% (39位)

資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」

○健康寿命は男女ともに平成25年と比較して延伸していますが、依然として全国の中では低位にあります。 (平成28年全国順位:男性39位/女性34位)

■図表36 健康寿命【大阪府】

	平成25年	平成28年
男性	70.46	71.50
女性	72.49	74.46

資料出所:大阪府「第3次大阪府健康增進計画」、厚生労働省「厚生労働科学研究報告書」

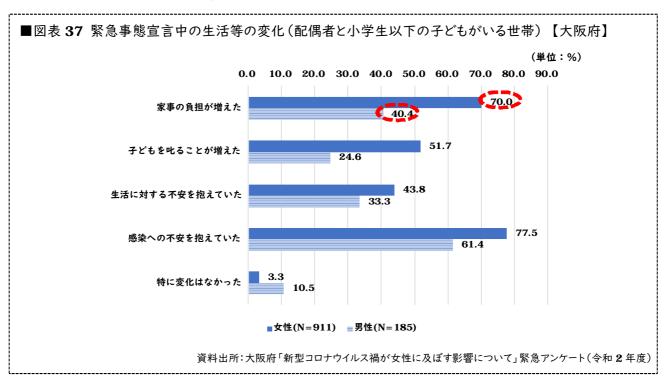
○大阪府の令和2年の自殺者数は1,409人(令和3年2月時点速報値)と前年(1,231人)より増加しています。(注:令和2年の自殺者数は速報値)

[※]受診率は40~69歳(子宮頸がんは20~69歳)で算出したもの。

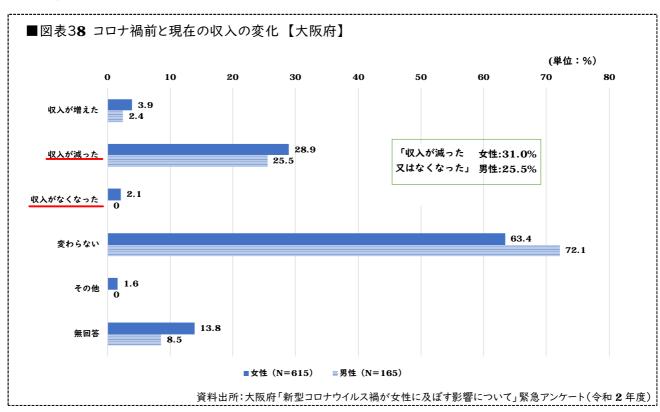
乳がん・子宮頸がん検診は隔年で受診することが推奨されているため、過去2年以内の受診率。 ※()内は都道府県順位。ただし、平成28(2016)年の全国平均及び順位は熊本県を含まず。

8. コロナ禍の女性への影響

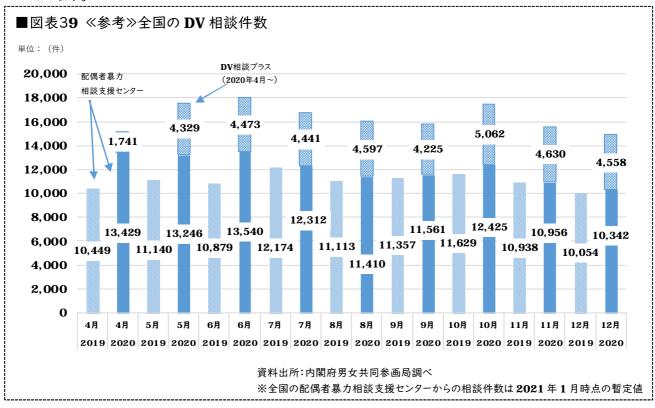
○大阪府が令和 2 年度に実施した「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」緊急アンケート 結果(以下「緊急アンケート」という。)によると、「配偶者と小学生以下の子どもがいる世帯」では女性の 70.0%が「家事の負担が増えた」と回答しており、男性の 40.4%を大きく上回りました。



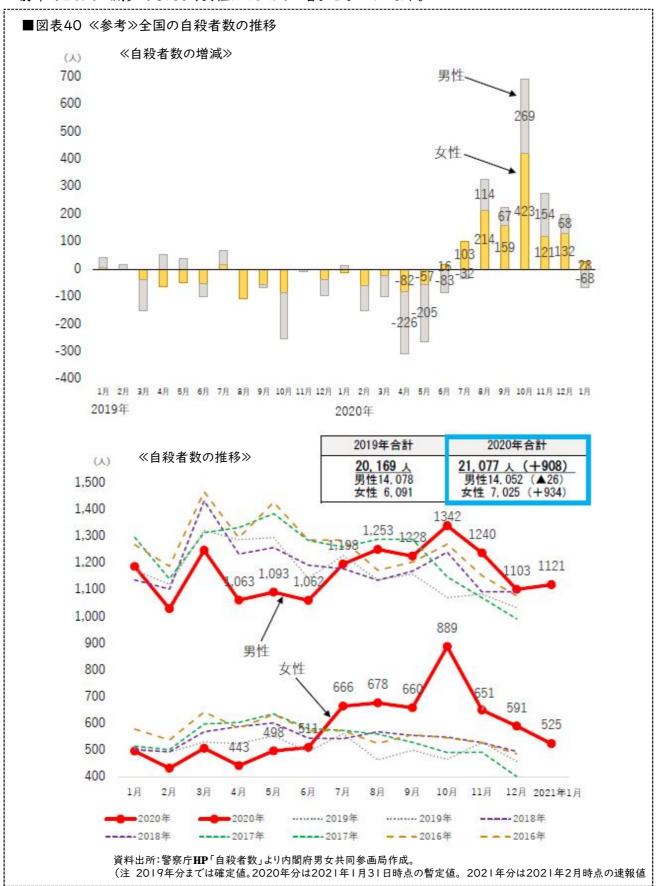
○緊急アンケートによると、コロナ禍前と現在の収入の変化について、「収入が減った」または「収入がなくなった」と回答した割合は、男性で **25.5%**、女性では **31.0%**でした。



- ○令和2年の非正規雇用労働者は女性が前年比で17千人、男性が30千人減少しています。
- ○全国の **DV** 相談件数の推移をみると、**2020** 年 **4** 月から **12** 月の相談件数は、前年同期の約 I. 5倍となっています。



○全国における女性の自殺者数は、対前年同月では**8**カ月連続で増加しています。年合計では、男性は対前年で26人の減少でしたが、女性は934人の増加となっています。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、平成 14 年に制定した「大阪府男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進にあたって、次の 5 つの基本理念を定めています。

この計画では、この条例の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1)男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組への考慮
- *男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)」です。

2. 計画策定の視点

計画の策定に当たり、次の2点を計画全体にわたる横断的視点として設定します。

(1)性別役割分担意識の解消に向けた意識改革

男女共同参画の推進に当たり、性別役割分担意識は職業生活だけでなく、家庭生活や地域社会等の様々な分野における男女共同参画の大きな阻害要因となっています。男女がともに責任を分かち合いながらあらゆる分野において活躍できる社会の実現には性別役割分担意識を解消し、行動変容に繋げることが不可欠です。とりわけ「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」は、あらゆる取組の基盤となるものであるため、これを計画全体の視点に位置付けます。

(2) SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化

ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントは **SDGs**(持続可能な開発目標)の掲げる17目標の一つにとどまらず、2030アジェンダ(「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」。2015年に国連で全加盟国の賛成で採択された行動計画。)において、全ての目標達成の根幹に

位置付けられています。国が策定した SDGs 実施指針においても、2019 年の 改訂で、ジェンダー平等は八つの優先 課題の一番目に明記され、その位置付けがより強化されることとなりました。また、目標年次まで残り 10 年となった20 20年 | 月には、SDGs を達成するため「行動の10年」がスタートしています。

SDGs は経済・社会・環境分野にまたがっているため、SDGs を推進することにより、幅広い分野にジェンダーの視点を確保し、ジェンダー平等をめざすことが可能となります。また、今後は、取組をより一層加速して、多様な主体に取組の規模を拡げていくことが求められています。このため、本計画においてもあらゆる取組にジェンダー視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の

SDGs の 17 ゴールとゴール5「ジェンダー平等」



ジェンダー平等は、**SDGs** の **17** ゴールに横断的に 位置付けられています。

実現をめざすため、「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」を計画全体の視点とします。

- ※ジェンダー:生物学的性別に対して、「男性の役割」「女性の役割」、「男性らしさ」「女性らしさ」等、社会的・文化的に形成された性別のこと。
- ※ジェンダー視点:性別による固定的役割分担意識、性別による差別・偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

3. 重点目標

男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、次の4つの重点目標のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

「重点目標」

重点目標 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

重点目標2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

重点目標3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

4. 計画の体系

【※】女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

1 男女	女共同参画社会の実現に向けた意識改革	
	(1)次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進	
	① 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進	P 42
	ア 就学前の教育環境における男女共同参画の推進	
	イ 男女平等を進める教育・学習の推進	
	ウ 家庭・地域等と連携した取組の推進	
	② 性に関する適切な知識の普及の推進	P 45
	(2) あらゆる世代における男女共同参画の推進	
	① 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	P 46
	② 男性に対する男女共同参画意識の醸成	P 46
	③ 地域における男女共同参画の促進	P 48
	ア 地域における男女共同参画の促進	
	イ 府立男女共同参画・青少年センターを核とした多様な主体との連携	
	④ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進	P 49
	⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進	P 50
	⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供	P 51
2 方金	- か立案・決定過程への女性の参画拡大	
	(1)方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	
	① 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	P 54
	ア 審議会等委員への女性の参画促進	
	イ 大阪府職員・教員等における女性の登用促進	
	② 企業等における女性の登用促進【※】	P 56
	③ 地域・防災分野等への女性の参画促進	P 57
	(2)方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成	
	① 企業等での登用促進に向けた女性の人材育成【※】	P 58
	② 理工系分野等の女性の人材育成	P 60
	③ 多様な選択を可能とする学習機会の提供	P 62
3 職業	き生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進	
	(1)職業生活における活躍支援	
	① 男女雇用機会均等の更なる推進【※】	P 65
	② 女性の就業支援【※】	P 67
	ア女性の就業支援	
	イ 起業、再就職支援	
	ウ 官民連携による機運の醸成・啓発	
	③ ハラスメントの防止【※】	P 69

	(2)働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	
	① 時間的、場所的な制約を前提とした働き方の見直しと多様で柔軟な働き方の促進【※】	P 70
	ア 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進	
	イ 多様で柔軟な働き方の実現と公正な待遇の確保	
	② 仕事と子育てとの両立支援【※】	P 73
	ア 仕事と子育てが両立できる環境整備の促進	
	イ 地域における子育て支援策の充実	
	(3)男性の家事・育児等への主体的取組の促進	
	① 男性の家事・育児等への主体的取組の促進【※】	P 76
4 多様	な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備	
	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
		D 00
	① 女性に対する暴力を容認しない意識の醸成	P 80
	② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	P 81
	③ 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	P 83
	④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進・強化	P 84
	ア性犯罪への対策の推進	
	イ 買売春・人身取引への対策の推進	
	ウストーカー行為等への対策の推進	
	エ セクシュアルハラスメント防止対策の推進	D 0#
	⑤ 児童虐待を取り扱う機関との連携	P 87
	(2)様々な困難を抱える人々への支援	
	① 生活上の困難を抱える女性への支援	P 88
	② 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と	
	当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進	P 90
	③ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	P 91
	ア 高齢者福祉の充実及び就業促進	
	イ 障がい者福祉の充実及び就労支援	
	ウ 外国人が安心して暮らせる環境整備	
	④ 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	P 93
	(3)生涯を通じた男女の健康支援	
	① 女性の健康対策の推進	P 94
	ア 妊娠・出産等に関する健康支援	
	イ 女性特有の疾患に関する健康支援	
	② ライフステージに応じた男女の健康支援	P 96
	ア 子どもの保健・医療の推進	
	イ 成人期・高齢期における健康づくりの推進	